

組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1. 趣 旨

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの

2. 活 動 内 容

各組の重点プロジェクトに基づく取り組み

- ・各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し、実施する
- ・活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する
- ・各組での活動を原則とするが、2組・3組と合同で活動することもできる

3. 対 象 期 間

2027(令和9)年3月31日まで

4. 活 動 者

組内僧侶・寺族・門信徒や、これまで浄土真宗とご縁のなかった方

5. 助 成 金

1組あたり2万円を交付する(1年度1回の交付)

6. 事 務 手 続

(1) 事務手続き上、活動実施後1ヵ月以内に組長印押印のうえ、教区へ「実施報告書(様式③)」を2部提出してください

※特に3月実施分につきましては、実施後、直ちに教区へ提出してください

※教務所にて受付日・確認印押印後、1部を控えとして組へ返却いたします

※報告書は合同実施の場合も含めて、各組より提出してください

(2) 実施日より2ヵ月を超えて報告書提出のあった場合は、助成金は交付できません

(3) 報告書は、毎年、書式を検討し、若干の変更があるため、当年度配布分を使用してください

7. 備 考

- ・教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う
- ・提出された「実施報告書」を統合企画室において分析し活動事例として集約のうえ、宗派公式ウェブサイト等で発信する
- ・各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める

以 上